

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 公告  
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件 七
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 七
- 土地改良区の定款の変更を認可した件四件 七
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件 七
- 公告  
○ 随意契約の相手方を決定した件二件 七
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 七
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 七
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 七
- 落札者を決定した件 七
- 福島県選挙管理委員会  
○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 七

## 告 示

**福島県告示第七十二号**  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県東北地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。  
 令和元年六月十四日

一 指定する区域

福島県知事 内 堀 雅 雄

安達郡大玉村玉井字又兵衛山四百九十一番一並びに字アケビ山六十八番二、六十八番二、六十九番二、七十番及び百九番の各一部  
 二 指定する区域の埋立地の区分  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地  
 （産業廃棄物課）

### 福島県告示第七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年六月十四日から同年七月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
 令和元年六月十四日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内 堀 雅 雄
  - 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要 福島県知事 内 堀 雅 雄
- （商業まちづくり課）

### 福島県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、飯館村土地改良区から平成三十一年四月二十五日付けで申請のあった定款の変更について、令和元年六月五日認可した。  
 令和元年六月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

### 福島県告示第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、白河市土地改良区から平成三十一年四月二十五日付けで申請のあった定款の変更について、令和元年六月六日認可した。  
 令和元年六月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

### 福島県告示第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、四時川

沿岸土地改良区から令和元年五月二十九日付けで申請のあった定款の変更について、令和元年六月五日認可した。  
令和元年六月十四日

福島県知事 内堀雅雄  
(農村計画課)

**福島県告示第七十七号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、阿武隈川上流土地改良区から令和元年五月三十日付けで申請のあった定款の変更について、令和元年六月六日認可した。  
令和元年六月十四日

福島県知事 内堀雅雄  
(農村計画課)

**福島県告示第七十八号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。  
令和元年六月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
田村市大越町早稲川字裾ヲ田九二の一、九二の七、九二の八、九二の三六、九二の三七、九二の四一、九二の五六、九二の五七、九二の六〇、九三の一、九三の一七、九三の一八、九三の三五
- 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 変更後の指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**公 告****公告第42号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける仮想化共通基盤一体化構築一式等賃貸借について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年6月14日

福島県知事 内堀雅雄

- 随意契約に係る借入物品の名称及び数量  
仮想化共通基盤一体化構築一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成31年4月16日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 随意契約に係る契約金額  
75,207,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約とすることとした理由  
特例政令第11条第1項第2号該当

(情報政策課)

**公告第43号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島

県規則第17号) 第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年6月14日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 除雪ドーザⅠ(18t級) 1台
  - (2) 除雪ドーザⅢ(14t級) 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年5月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 1の(1)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
  - (2) 1の(2)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- 5 随意契約に係る契約金額
  - (1) 1の(1)に掲げる物品等 22,550,000円
  - (2) 1の(2)に掲げる物品等 19,580,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当  
(入札用度課)

公告第四十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。  
令和元年六月十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量(%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
775	混合有 機質肥 料	混合有 機質肥 料デコ ム	3.0	3.0	—	含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	ホキ ユーキ 有限公 司	茨城 県土 浦市 中郡 町一 丁目 5508 番地	令和4 年7月 2日
849	混合有 機質肥 料	混合有 機質肥 料27 31	2.7	3.0	1.0	含有を 許され る有害 成分の 最大量 は、公 定規格 のと おり。	片倉コー プス有 限株式 会社	東京 都千 代田 区九 段北 一丁 目8 番10 号	令和4 年7月 19日

(農業総合センター)

公告第四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
令和元年六月十四日

土地改良区の名称  
只見町土地改良区

福島県知事 内堀雅雄

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 渡部 高博

南会津郡只見町大字小川字下村五四番地の三

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 菅家 亮

南会津郡只見町大字黒谷字田中一一八六番地

（農村計画課）

公告第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、新地町から相馬地方都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
令和元年六月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課  
（都市計画課）

公告第47号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年6月14日

福島県知事 内堀雅雄

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 除雪ドーザⅡ（18t級） 1台
- (2) 除雪ドーザⅣ（18t級） 1台
- (3) 除雪ドーザⅤ（18t級） 1台
- (4) 除雪ドーザⅥ（14t級） 1台
- (5) ロータリ除雪車Ⅰ（2.6m級） 1台
- (6) ロータリ除雪車Ⅱ（2.6m級） 1台
- (7) ロータリ除雪車Ⅲ（2.6m級） 1台
- (8) 凍結防止剤散布車Ⅰ（3t級） 1台
- (9) 凍結防止剤散布車Ⅱ（4t級） 1台
- (10) 凍結防止剤散布車Ⅲ（5t級） 1台

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日

令和元年5月9日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- (2) 1の(2)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- (3) 1の(3)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- (4) 1の(4)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- (5) 1の(5)に掲げる物品等 会津機械株式会社 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字

- 砂田588番地
- (6) 1の(6)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字
- 亀賀字郷之原224番地
- (7) 1の(7)に掲げる物品等 会津機械株式会社 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字
- 砂田588番地
- (8) 1の(8)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- (9) 1の(9)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- (10) 1の(10)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- 5 落札金額
  - (1) 1の(1)に掲げる物品等 23,320,000円
  - (2) 1の(2)に掲げる物品等 22,660,000円
  - (3) 1の(3)に掲げる物品等 23,089,000円
  - (4) 1の(4)に掲げる物品等 20,240,000円
  - (5) 1の(5)に掲げる物品等 45,430,000円
  - (6) 1の(6)に掲げる物品等 64,229,000円
  - (7) 1の(7)に掲げる物品等 60,170,000円
  - (8) 1の(8)に掲げる物品等 20,240,000円
  - (9) 1の(9)に掲げる物品等 21,340,000円
  - (10) 1の(10)に掲げる物品等 20,790,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成31年3月19日

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和元年六月一日現在において、次のとおりである。

令和元年六月十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、一三二	二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三〇〇、八一七	三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
福 島 市	選 挙 区	七八、八八三
田 村 市 田 村 郡	選 挙 区	一八、四二二

二本松市	相馬市相馬郡新地町	喜多方市耶麻郡	須賀川市岩瀬郡	白河市西白河郡	いわき市	郡山市	会津若松市	
一五、五五七	一一、一〇五	二一、二〇三	二六、四四九	三〇、五七七	九一、二六九	九〇、四七二	三三、三二五	
双葉郡	石川郡	東白川郡	大沼郡	河沼郡	南会津郡	本宮市安達郡	伊達市伊達郡	南相馬市相馬郡飯館村
一八、〇二二	一一、三〇七	九、〇四二	七、四三〇	六、三七二	七、六三〇	一〇、八七八	二七、四四四	一九、一五一